

ともに目指す！産地強化支援事業実施要領

1 目的

地域における農業の生産額拡大や担い手の育成には、産地育成や優良農地の維持管理など地域の力を結集し、一丸となって取り組んでいくことが必要である。

県は、市町村が地域の農業者、農業協同組合等との合意形成を基礎として策定する、農業を活性化することを主眼とした振興計画（以下「プラン」という。）の策定を支援するとともに、プランを認定し、その実現に必要な支援を行うことにより、地域農業の活性化や農業生産1千億円達成に向け本県農業をリードする主要品目について一層の産地強化を図ることを目的とする。

2 プランの原則

認定するプランは、（1）から（7）をすべて満たすものとする。また、ともに目指す！産地強化支援事業費補助金交付要綱（令和6年3月22日付第202400001326号鳥取県農林水産部長通知。以下、「交付要綱」という。）別表第1欄（1）産地強化支援事業のうち、第7欄の「産地プロジェクト」に係るプランとして事業費上限額の適用を受けるには、合わせて（8）を満たすものとする。

（1）プランは地域の農業を活性化することを主眼においたものであり、プランを実行することにより地域農業の振興、地域の活性化にメリットがあること。

（2）プランには以下に関する計画、目標を設定すること。

ア 担い手・新規就農者の確保又は共助体制の構築など地域農業の保全を確保する取組

イ 農地利用の効率化・維持管理

ウ 核となる品目の生産振興

エ ブランド化や販売力強化の取組（「産地プロジェクト」に係るプラン以外は任意）

（3）プランに掲げた目標達成に向け、市町村等が主体的に本気で取り組む姿勢を有していること。

（4）プランに掲げた目標が具体的で、かつ、実現可能なこと。

（5）プランの実行においては、関係機関の役割分担が明確であること。

（6）機械の更新等現状維持にとどまるものでないこと。

（7）プラン期間は5年とする。

なお、プランの期間中からプラン終了年度の翌年度まで毎年度の目標を設定することとし、助成措置を伴う事業における実施主体が複数となるプランにあつては、プラン全体の目標に加え、事業実施主体毎の目標を設定すること。

（8）5（3）の申請時（12（2）による準用を含む）に、「産地プロジェクト」により取り組んでいる（予定を含む）産地プロジェクト課題の概要及び取組状況が分かる資料を添付すること。

3 プランの対象分野

認定するプランは、一定の地域における農業を核とした総合的な取り組みであり、農業分野を対象とし、畜産分野（耕畜連携に関するものを除く）、林業分野（特用林産物を除く）、水産分野は対象としない。

4 プランの策定者

農業を活性化することに主眼をおいたプラン策定により地域振興を図る市町村とする。なお、対象地域が複数の市町村の範囲にまたがる場合、複数市町村の連名で1つのプランを策定することを可能とするが、その場合の事業費上限額は、1プランあたり交付要綱別表7の額を適用する。

5 プラン等の申請手続

プランの認定を受けようとする市町村長は、地域農業振興方向をまとめた基本計画を作成し、審査会において基本計画が採択された後、プランを策定し、同審査会において内容を審査のうえ認定を受けるものとする。

（1）基本計画採択申請の手続等

ア 市町村長は、農林水産部長が別に定める期限までに、基本計画（別記様式2）を作成し、別記様式1を添付して東部農林事務所長（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所長とする。）、中部総合事務所長、西部総合事務所長（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。）（以下「所長」という。）へ提出し、採択の申請をするものとする。

イ 所長は、前項の基本計画の提出があったときには、これを農林水産部長に進達するものとする。

(2) 基本計画の採択

ア 農林水産部長は、審査会を設置するものとする。

イ 審査会において、申請のあった基本計画の採択について決定するものとする。

ウ 農林水産部長は、審査会の決定に基づき基本計画の採択結果を市町村長に通知するものとする。

(3) プラン認定の手續等

ア 基本計画が採択された市町村長は、農林水産部長が別に定める期限までに、地域の農業者や農業者団体、商工業者、有識者などからなるプラン策定検討委員会（以下「策定委員会」という。）を開催のうえプラン（別記様式4）を策定し、別記様式3を添付して所管の所長へ提出し、認定の申請を行うものとする。

イ 所長は、前項のプランの提出があったときには、これを農林水産部長に進達するものとする。

(4) プランの認定

ア 審査会において2のプランの原則に照らし合わせ、申請のあったプランの認定の適否について決定するものとする。

イ 農林水産部長は、審査会の意見に基づきプランの認定結果を市町村長に通知するものとする。

6 支援体制

東部農林事務所（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所とする。）、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター日野振興局）は、市町村のプラン策定及び認定されたプランの実現に向け、取組状況の把握に努めるとともに、必要な指導・助言及び協力を行うものとする。

7 助成措置

県は、毎年度予算の範囲内において、以下について、別に定めるところにより補助するものとする。

審査会において認定されたプランにおいて県が支援すべきものと位置付けた事業（以下「支援事業」という。）の実施に要する経費。

8 支援事業

支援事業の実施はプラン認定の翌年度からとし、支援事業の実施期間は5年以内、支援事業の対象は、以下のとおりとする。

(1) 国庫補助事業等、他の事業で対応できないもの。

(2) 農業、特用林産物関係の事業とし、畜産関係事業は対象としない。ただし、耕畜連携に関するものは対象とする。なお、機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く。

(3) 農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは支援対象から除く。ただし、パソコン等の事務機器及び軽トラック等の汎用性がある車両以外のものであって、他用途に使用されないものであること、農業経営において真に必要であること及び導入後の適正利用が確認できるものであることの全ての要件を満たす場合には、この限りではない。

(4) 不動産（土地及び建築物）の購入及び土地基盤の整備に関する事業は対象としない。

(5) 他補助事業の上乗せ補助は支援対象としない。

9 プラン実施状況の報告

(1) 市町村長は、プランに掲げた目標に対する達成状況、支援事業により導入した機械等の利用状況等（以下「実施状況」という）を速やかに所管の所長に提出するものとする。なお、「産地プロジェクト」に係るプランにあっては、産地プロジェクト課題の進捗状況が分かる資料を添付す

ること。

- (2) 所長は、(1)の実施状況の提出があったときには、これを農林水産部長に進達するものとする。
- (3) (1)の報告は、別記様式5により、毎年度の実績等を、翌年6月30日までに行うものとする。
- (4) (1)の報告は、認定を受けたプランの期間終了年度の翌年度分まで行うものとする。ただし、目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は、7割以上になるまでとするが、その期間は支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする。

10 プランの点検、評価

- (1) プランの認定を受けた市町村はプラン期間中において、毎年プランの実現に向けた取組状況の点検を行い、現状と課題の把握に努めるとともに、プランに関係する地域の農業者、関係機関等との共有に努めるものとする。
- (2) 農林水産部長は、認定を受けているプランについて、プラン期間の中間年(3年目)を目安に、中間評価として審査会の委員等により取組状況、目標達成状況の点検・評価を行うこととする。
- (3) 市町村は自己点検及び審査会の委員等の点検・評価の結果を参考としてプランの取組改善に努めるものとする。

11 プランの公表

認定されたプランは、速やかにとりネットの農林水産部ホームページに掲載する。また、9により報告されたプランの実施状況についても公表するものとする。

12 プラン変更の承認

- (1) 認定されたプランの内容を変更(支援事業費の増加を伴うものや「産地プロジェクト」に係るプランへの移行等、プランの内容の重要な変更に限る。)しようとするときは、審査会において変更の認定を受けるものとする。
- (2) 5の(3)の規定は(1)の変更認定について準用する。

13 制度移行の手続き

がんばる地域プラン事業実施要領(平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知、以下「旧要領」という。)の6(2)に基づき認定されたプランのうち、交付申請時またはプラン変更申請時に別記様式6により交付要綱別表第1欄(1)産地強化支援事業への移行を申し出た場合、産地強化支援事業への制度移行を可能とし、制度移行後は、本要領に従うものとする。

ただし、交付要綱別表第1欄(1)産地強化支援事業のうち「産地プロジェクト」に係るプランへの移行にあたっては、本要領12に基づきプラン変更の承認を受けるものとする。

14 その他事業実施上の留意点

- (1) 事業実施主体は、本事業を実施する場合、主な農業機械(トラクター等)の導入に当たっては、農業経営又は基幹的農作業の目標面積が農業機械導入計画書(平成30年5月18日付第201800027136号農林水産部長通知)に定めた利用規模の下限を満たすよう努め、その他の機械等の導入に当たっても過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。
- (2) 事業実施主体は、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。特に、機械、施設等を整備する場合は、原則として3者以上の競争入札又は相見積りにより契約業者を決定し、事業費の低減に努めるものとする。
- (3) 本事業を実施するに当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく施行認可、建

築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(4) この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行する。

令和6年3月31日までに旧要領に基づき認定されたプランについては、なお従前の例による。ただし、本要領13により制度移行した場合は、移行後、本要領を適用するものとする。

別記様式1

基本計画採択に係る申請書

年 月 日

プラン名（仮称）

農林水産部長 様

申請者 住 所
氏 名

別添のとおり、基本計画を添えて採択に係る申請を行います。

別記様式2

基本計画

1 プラン策定主体名

2 プラン名（仮称）

3 対象地区

4 対象地区の現状と課題

--

5 計画概要

--

6 計画の具体的内容

(1) 担い手・新規就農者の確保又は共助体制の構築など地域農業の保全を確保する取組

具体的な取組計画		
目 標 項 目	目 標 数 値	
	現 状 年度	目標年度 年度

(2) 農地利用の効率化・維持管理に関する取組

具体的な取組計画		
目 標 項 目	目 標 数 値	
	現 状 年度	目標年度 年度

(3) 核となる品目の生産振興に関する取組

具体的な取組計画		
目 標 項 目	目 標 数 値	
	現 状 年度	目標年度 年度

(4) ブランド化や販売力強化の取組（「産地プロジェクト」に係るプラン以外は任意）

具体的な取組計画		
目 標 項 目	目 標 数 値	
	現 状 年度	目標年度 年度

(5) その他の取組

具体的な取組計画		
目 標 項 目	目 標 数 値	
	現 状 年度	目標年度 年度

※具体的な取組計画欄はプランの目標項目数に合わせて、追加すること。

7 プランの実施体制（フロー図）

--

8 プラン策定検討委員会構成メンバー

所 属 等	氏 名

※所属等欄は人数に合わせて、追加すること。

※氏名欄は、委員が決定していない場合、空欄可。

9 支援事業の内容

区 分	事業実施主体	事 業 内 容 (事 業 量)	事 業 費	実施予定年度
推進事業 (ソフト)			千円	
整備事業 (ハード)			千円	
合 計			千円	

10 関連事業（既存の他事業で対応予定のもの）

事業名	事業内容	事業費	実施予定年度

11 過去3年間に実施した国、県の補助事業

事業実施主体	事業名	事業内容	事業費

※9 「支援事業の内容」における事業実施主体が実施した事業について記入。

プラン認定に係る申請書

年 月 日

プラン名

農林水産部長 様

申請者 住 所
氏 名

別添のとおり、プランを添えて認定に係る申請を行います。

提出するプランの分類（いずれかに○を記載すること）

「産地プロジェクト」に係るプラン

上記以外のプラン

なお、プランの認定後は、ともに目指す！産地強化支援事業実施要領の11に基づくプラン内容の鳥取県ホームページへの掲載（別紙の取り扱いに基づき公開すること。）に同意します。

また、ともに目指す！産地強化支援事業実施要領の9に基づくプラン実施状況の報告については、規定のとおり提出し、鳥取県ホームページへの掲載（別記様式5の6および7に該当する部分、添付資料を除く）にも同意します。

別紙

ともに目指す！産地強化支援事業におけるプラン及び
プランの目標達成状況の公開に係る各項目の取扱いについて

項 目	市町村	農業協 同組合	任意組織	集落営 農法人	市町村 農業公社	社会福祉事業 を行う法人	第三 セクター
氏 名	組織名称及び申請代表者名は公開						
所 在 地	申請代表者の所在地の市町村名のみ公開						
プラン目標に販 売金額、農業所 得を設定（金額 表記の場合）	—	販 売 金 額 （全体分） を表示	販売金額、営業所得の実数値は表示せず、指数で表示 （取組前を 100 とした指数）				
販売金額以外 の項目	公 開						

別記様式 4

プラン名

年 月

- 1 プラン策定主体名
- 2 対象地区
※対象地区の位置図を添付すること。
- 3 対象地区の現状
※農地、農業者の状況が分かるようにすること。
- 4 対象地区の課題
※プランにより解決、改善しようとする課題について記述。
- 5 プランの概要
- 6 プランの具体的内容
※目標年（プラン終了年度の翌年度）までの年度毎、事業実施主体毎に数値目標を設定すること。
 - (1) 担い手・新規就農者の確保又は共助体制の構築など地域農業の保全を確保する取組
※担い手、新規就農者を具体的に記入すること。
 - (2) 農地利用の効率化・維持管理に関する取組
※耕作放棄地解消に関する取組についても記入すること。
 - (3) 核となる品目の生産振興に関する取組
 - (4) ブランド化や販売力強化の取組（「産地プロジェクト」に係るプラン以外は任意）
 - (5) その他の取組
※以下のような取り組みに関する具体的内容を記入すること。
 - ・他分野（福祉、観光、医療など）との連携に関する取組
 - ・担い手以外の高齢者や小規模農家に関する取組
 - ・環境保全に関する取組
- 7 プランの実施体制
- 8 支援事業の内容
※推進事業、整備事業毎に具体的内容（事業内容、導入機械施設内容、事業費、事業実施年度、利用面積、実施主体など）を記入すること。
- 9 関連事業の内容
- 10 対象地区の目指すべき姿
- 11 添付資料
 - (1) プラン目標達成に向けたロードマップ
 - (2) 産地プロジェクト課題の概要および取組状況の分かる資料（「産地プロジェクト」に係るプランのみ）

※上記以外の項目についてもプラン内容に応じて項目追加して記入すること。

プランの実施状況報告書

1 プラン策定主体名

2 プラン名

3 プラン認定年月日

4 プランに掲げた目標に対する達成状況

(1) 担い手・新規就農者の確保又は共助体制の構築など地域農業の保全を確保する取組

具体的な取組内容 (項目)	現状 年度	目 標 及 び 実 績						
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
		目標値						
		実績値						
		割 合	%	%	%	%	%	%
		目標値						
		実績値						
		割 合	%	%	%	%	%	%

(2) 農地利用の効率化・維持管理に関する取組

具体的な取組内容 (項目)	現状 年度	目 標 及 び 実 績						
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
		目標値						
		実績値						
		割 合	%	%	%	%	%	%
		目標値						
		実績値						
		割 合	%	%	%	%	%	%

(3) 核となる品目の生産振興に関する取組

具体的な取組内容 (項目)	現状 年度	目 標 及 び 実 績					
			年度	年度	年度	年度	年度
		目標値					
		実績値					
		割 合	%	%	%	%	%
		目標値					
		実績値					
		割 合	%	%	%	%	%

(4) ブランド化や販売力強化の取組 (「産地プロジェクト」に係るプラン以外は任意)

具体的な取組内容 (項目)	現状 年度	目 標 及 び 実 績					
			年度	年度	年度	年度	年度
		目標値					
		実績値					
		割 合	%	%	%	%	%
		目標値					
		実績値					
		割 合	%	%	%	%	%

(5) その他の取組

具体的な取組内容 (項目)	現状 年度	目 標 及 び 実 績					
			年度	年度	年度	年度	年度
		目標値					
		実績値					
		割 合	%	%	%	%	%
		目標値					
		実績値					
		割 合	%	%	%	%	%

※具体的な取組内容欄はプランの目標項目数に合わせて、追加すること。

5 支援事業により導入した機械等の利用実績

(1) 利用予定及び実績

導入 主体	機械、施設名	導入 年度	利 用 予 定 及 び 実 績						
				年度	年度	年度	年度	年度	年度
			利用予定						
			利用実績						
			割 合	%	%	%	%	%	%
			利用予定						
			利用実績						
			割 合	%	%	%	%	%	%
			利用予定						
			利用実績						
			割 合	%	%	%	%	%	%
			利用予定						
			利用実績						
			割 合	%	%	%	%	%	%

※機械、施設名欄は導入した機械等の数に合わせて、追加すること。

※利用予定、利用実績欄には、機械・施設の利用時間、回数、人数等を記載すること。

(2) 利用率が低い理由（利用予定に対して利用率が70%を下回る場合に記入）

6 農業協同組合（生産部会等を含む。）の取組の場合にあっては、下表により、最終の受益者のプラン対象部門に係る販売金額の区分毎に戸数を記載すること。また、販売金額の区分欄に括弧書きでプラン対象品目名を合わせて記載すること。（公開対象外）

販売金額の区分 (プラン対象品目名)	実 績 (戸数)						
	現 状 年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
1,000 万円以上							
700～1,000 万円未満							
500～700 万円未満							
300～500 万円未満							
100～300 万円未満							
100 万円未満							
合 計							

※プラン対象品目数に応じて表を追加すること。

7 プランの実施状況と今後の課題及び対応策（公開対象外）

対 象 年 度	年度分
プランの実施状況	
今 後 の 課 題	
課題に対する対応策	
実施状況の点検、課題 に対する対応策の検討 状況	(記入例) ・〇年〇月〇日：実施状況の点検、課題に対する対応策を検討（市、生産部 役員、〇〇普及所、〇〇農業振興課） ・〇年〇月〇日：点検結果、対応策について生産部〇〇会にて共有
県行政機関（農業改良普及所等）の個別支援	
個別支援希望の有無	個別支援希望有の場合の具体的内容
() 有 () 無	

対 象 年 度	年度分
プランの実施状況	
今 後 の 課 題	
課題に対する対応策	
実施状況の点検、課題 に対する対応策の検討 状況	
県行政機関（農業改良普及所等）の個別支援	
個別支援希望の有無	個別支援希望有の場合の具体的内容
() 有 () 無	

※プランの目標期間の設定年度に合わせて、記載欄を追加すること。

※県行政機関（農業改良普及所等）の個別支援希望の有無欄については、該当する項目に「○」を記載すること。

がんばる地域プラン事業からの制度移行の申出

ともに目指す！産地強化支援事業実施要領 1 3 に基づき、以下のとおり、制度移行を申し出します。

また、制度移行後は、ともに目指す！産地強化支援事業実施要領の規定に基づき、プランの取組を進めます。

〔 ※事業内容の追加、「産地プロジェクト」に係るプランへの移行等、プラン内容に重要な変更がある場合には、交付申請前にプラン変更の認定が必要です。 〕

1 市町村名

2 プラン名

3 移行後の事業（※いずれかに○を付けてください）

産地強化支援事業（「産地プロジェクト」に係るプラン・それ以外のプラン）